

議会改革推進特別委員会会議録

- 1 日 時 平成26年 9月10日(水曜日)
午前9時30分～午前9時45分
- 2 場 所 委員会室
- 3 出席委員 荒山光広 委員長 馬屋原 眞一 副委員長
竹岡昌治 委員 徳並伍朗 委員
西岡 晃 委員 河本芳久 委員
下井克己 委員 岩本明央 委員
山中佳子 委員 三好睦子 委員
萬代泰生 委員 高木法生 委員
岡山 隆 委員 坪井康男 委員
秋枝秀稔 委員 猶野智和 委員
秋山哲朗 議長
- 4 欠席委員
俵 薫 委員
- 5 出席した事務局職員
石田淳司 議会事務局長 大塚 享 議会事務局係長
野尻登志枝 議会事務局企画員
- 6 説明のため出席した者の職氏名
なし
7. 会議の次第は次のとおりである

午前9時30分 開会

○委員長（荒山光広君） おはようございます。ただいまから議会改革推進特別委員会を開催いたします。この特別委員会は、去る7月15日に開催されました第3回臨時会におきまして、議員定数の適正化に関する事項、及び議会改革の推進に関する事項を協議するため設置されたところであります。

つきましては、この2件の協議事項につきまして、それぞれ分科会が設置されておりますことから、この分科会の中でしっかりと議論していただきたいと思っております。

なお、本日はこの後委員会室において、10時から議員定数の適正化に関する分科会、午後1時30分から議会改革の推進に関する分科会の開催をお願いいたします。以上でこの本日の議会改革推進特別委員会を閉会いたします。それでは、それぞれの分科会のほうよろしく申し上げます。はい、坪井議員。

○委員（坪井康男君） 委員長のお許しを得ましたので、その他ということで発言させていただきます。

実はこの前美祢議会だよりというのが配られました。9月1日第13号ですね。この一番最後のページをご覧になった市民の皆さんからね、これ一体どういうことですかと。美祢市議会はえらう混乱してるみたいですね。説明してくださいよというあれをいただきました。これには、議員坪井康男君に対する懲罰動議、懲罰が科せられたけど、実施されなかったと書いてある。これどういう意味。

2番目に美祢市議会解散に関する動議。これまた何だか突然何か出されましたね。そして、今御案内のように議会改革推進特別委員会がつくられましたね。これどう考えても、やっぱり美祢市議会何か少しおかしいんじゃないのという質問です。それに対して、中々私答えができませんでしたんで、大変困っておるわけです。

そこで、実はその問題と5日の日に行われた総務民生委員会ですかね、あの委員会で竹岡議員さんより行政視察のあり方についてという提案がなされたはずです。私ビデオしっかり見ました。そして、最終的には河本委員長は議会でその問題再び取り上げて議論すると、こういうふうにおっしゃってるんです。ところが、どう見渡してもその問題を議論する場が見当たらないんで、この場をお借りしてちょっとその問題言及させていただいていいでしょうかという意味です。御許可いただけますか。

○委員長（荒山光広君） はい、どうぞ。

○委員（坪井康男君） 分かりました。では委員長の許可をいただきましたので、この

問題について。これは行政視察の改革だけじゃなしに、従前より兼業禁止規定というて92条の2について。これも竹岡議員さんから議会でやれやれやれやれと何度もおっしゃってて、そして議長もですね、やりますと。こうお答えになってるんだけど、今だにやられてない。この行政視察の問題、また同じようになったら、議長なり委員長が約束されたことが実施されない。これやっぱり美祢市議会の改革必要だね、ということに相成ります。それで、もう少し言及させて下さい。こういう5日の日に、竹岡さんの話を何べんもビデオを繰り返し繰り返し見てるんですけども、結局何が主張されたいのかよく分かりません。自分は処分されて市民に批難されてる。そのきっかけをつくった坪井議員は何の処分もおとがめも受けていないのはおかしいじゃないかと、おっしゃってるみたいでね、行政視察では一切当日格別の公務もないのに、アルコール類は一切飲んじゃいけんとかね。結局何なんだろうなと思いました。こういう問題やっぱり議会で議論すべき問題だと思います。こういう類いの問題を議会で議論する前に、結局双方の意見を言い合って最後はうやむやで終わると。これは私まずいと思いますので、こういう問題の時大事なものは、まず事実関係をきちんと確認すること。それで、確認された事実に基づいて双方、当事者の意見の食い違いがあるのかなのか、それをはっきりさせること。そして、その結果、論点整理と言いますかね、裁判ではそう言いますが、整理した結果、結局議会の中でどうあるべきかという結論が出ないと。だけど、この場合は多数決で決めるような問題じゃないと思うんです。最終的には、両論併記してこの議会だよりを書いて、後は市民の皆さんに御判断いただくという、こういうことが大事じゃなかろうかというふうに思います。

従って、この後の議会改革委員会で詳細述べますが、この全体会議でもそういう問題をぜひ今後審議していただきたい。これは私の提案でございます。よろしく願います。

○委員長（荒山光広君） ただいま提案ということですのでよろしいですね。それでは、それぞれの分科会の中で、また今のようなことも議論になるというふうに思います。また、その時にいろいろと進め方について、委員会の中で、分科会の中で協議をして頂きたいというふうに思っております。

それでは、ただいま申しましたように10時から議員定数の適正化の分科会と。また、午後1時30分から議会改革の推進に関する分科会の開催を、それぞれの座長さんをお願いしたいと思います。はい、河本議員。

○委員（河本芳久君） この全体会で方向性、議会改革の方向性、いろいろ意見が出て、それを受けて分科会の委員会でまとめていくという。最初から定数と議会改革の2つの分科会でそれぞれが意見を集約して、そして、ここ全体で報告するのか。また、この全体会の一応、役割から分科会の役割、明確になっていないんじゃないですか。きちんと方向性を出していかないと、お互いが言ったら、俺ら関係なかったから否定するぞとか。それでいいかどうかという。今坪井議員の発言、議会の体質の問題を言われた。ああいう議会でいいかと。こういったことでも、議会がしっかり討論の場であれば、そりゃ、こういう考え方だと、見解の相違だということになっても、お互いが市民に対してきちんと説明をようしないような議会になっていくんじゃないですか。今のような意見がでた、それからいろいろな意見が出た。この議会だよりが出された。報告会の中身についても、3つの委員会が必ずきちんと出しておると。それが掲載されておれば、これに対する市民のいろいろな声が出てこないけれども。真長田であった報告会については、市民から、かなり私のところにはないんですが、一切掲載されていないんじゃないかと。多数の意見が出ておった。皆の前で市民に知らせることはできんのかと、こういう声も出ておるということですが、そういったことはきちんと議会改革の一環でやるべきではないですか。以上。

○委員長（荒山光広君） 全体でということをございますけれども、初めて正式な分科会になるわけをございます。それぞれの、分科会で出た意見等については、当然また全体会で議論することになろうというふうに思っております。当初申しましたように、せっかく2つの分科会ができておりますので、それぞれに議論していただいてその結果といいますか、経過を持ち寄ってまたこの全体会で議論を深めていくということにしたいというふうに、前回の打ち合わせ会でもお願いしたというふうに思っております。

それから、今の議会だよりの件ですけど、これは議会編集委員会がございますので、その中で協議をされて決められたことであろうというふうに思っております。確かにたくさんの意見が出たことも、それぞれの会場で意見が出たことも事実であります。それを、公正公平に全て載すのがいいのか、紙面の関係もございますので、それは議会の議会だよりの編集委員会の中で、しっかりと意見を出し合いながら、どうしたらいいかということを進めていけたらと。

全体のことは、それぞれの分科会の中で議論を深めていただいて、全体会

でまた持ち寄って議論をするという方向にいきたいと思いますので、御理解をお願いしたいと思っております。よろしいですか。はい、岡山議員。

○委員（岡山 隆君） 今荒山委員長のほうから、議会改革推進特別委員会ということで、今まで、大きなテーマとしてこの定数削減の件、そして、議会改革具体的にどう進めるかということで、分科会を設けていくということでありました。大まかなことはさらにこれでやるといっても、発言される方は多分少ないんじゃないかと思っています。出ないんじゃないかと思っています。その中から分科会の中からしっかりと審議をするのかにおいて、一つ一つこの改革するべき点というものが私は明確になってくるんじゃないかと思っておりますので、今委員長言われるように、しっかりと分科会で私は進めていくことが正論ではないかこのように思っております。

それから、92条の2、これもあんまりぶり返しちゃいけないですけども。これについては、3カ月前、地方自治法の神様と言うべき野村先生がこの美祿市に来ていただいて、この92条の2項については、兼業される方は市の事業50%以下になるような、こういった対応を法律にのっとして、疑われないようにきちんとするべきことをきちんと守っていけばいいんだと。そういったことは執行部もおられたし、議員さんも皆おられたと思いますので、そういったところのものは、明確になってきたんじゃないかと、このように思っておるところです。

それともう1点、議会だよりにつきましては、それぞれの会派の代表の方も来ておられて、それで了承した上できちんとでき上がったものですから、それに対してもしそうであれば、会派の代表の方にしっかりとその辺の旨を、意図がちゃんと伝わっていないということをするべき筋のものであって、その辺はしっかりと私は見ていかねばならないということを申し上げさせていただきます。

いずれにしても分科会でしっかりと、深い審議をこれから進めていくことが、非常に重要であるということをお願い申し上げまして、私の意見とさせていただきます。

○委員長（荒山光広君） よろしいですか、はい、坪井議員。

○委員（坪井康男君） 念のため確認をさせてください。この、議会改革特別委員会は当初のお話ですと、おおむね一年というふうに私は聞いております。ということは、今回は9月の定例議会です。次回は多分12月の定例議会、その次は3月の定例議会、その次は6月の定例議会、この来年の6月の定例議会で一応終わりということに相成ろうかと思えます。それでいいんでしょうか。まずおおまかには。

○委員長（荒山光広君） あくまでも予定ですので、話の進み具合によっては時期がずれるかもしれません。

○委員（坪井康男君） その後もあり得ると。はい、分かりました。それでね、私さっきの河本議員さんの質問に関連するんですけども。それぞれ分科会で議論を深めるってとってもいいと思います。ただ、議会改革推進のほうについては、居られない方があそこで細かい議論までして、そして、こういうあれは結論は出せるわけじゃないんですけど、途中途中でそれはこのようにまずは全体会議を開いて、確認しておく必要があると思いますよ。そうしないと、普通の委員長報告のように議決されたっていうならいいですけど、そうじゃないわけですから。だから私はぜひ毎回まず最初に全体会議を開いて、前回の結果どうであったかという報告し合って、共通認識を持つと。これもの凄く大事なことだと思いますので、その点ぜひよろしくお願い致します。

○委員長（荒山光広君） 今ありましたように、何故分科会を設けるかというのは、この全体でやるのも大切ですけども、それぞれの課題について、より深い議論をするために、分科会を設けました。その中で分科会の結論ではなくてある程度問題点の把握とか、その辺の論点をそれこそ明確にしながらまた、その点について全体会議で議論を深めるというふうな手順にしたいと思いますので、皆さんの御理解をいただきたいというふうに思います。よろしいですか。それでは、10時からの分科会よろしくお願いいたします。以上で特別委員会を閉会いたします。お疲れ様です。

午前9時45分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成26年 9月10日

議会改革推進特別委員長

荒山光広